

山 青 森 県 報

号外第七十四号

平成十五年七月二十五日(金曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示……………(事務局)…
- 衆議院小選挙区青森県第二区における直接請求のための署名を求めることができない期間の告示……………(同)…

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

衆議院小選挙区青森県第二区選出議員が平成十五年六月十二日辞したものとみなされたことに伴い、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第四号及び第百九十九条の五第四項第五号の規定により告示する。

平成十五年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙が行われることに伴い、平成十五年

八月二十七日から衆議院小選挙区青森県第二区選出議員補欠選挙の期日までの間、当該選挙が行われる区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成十五年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭